博士後期課程
再入学受付可否一覧

博士後期課程再入学申請の要件
「正当な理由により退学を許可された者が、早稲田大学学則（1949年４月１日示達）第45条
または同大学院学則（1976年教務達第１号）第37条の規定により再入学を願い出たときは、
退学した学年の翌学年から起算して、次の学年度までの間に限り学期のはじめにおいて
これを許可することができる。
一　学部　７年度まで
二　大学院修士課程　４年度まで
三　大学院専門職学位課程（法科大学院を除く。）　４年度まで
四　大学院博士後期課程および法科大学院　５年度まで

退学年月日 / 再入学年度・学期	2020/4/1～2021/3/31	2021/4/1～2022/3/31	2022/4/1～2023/3/31	2023/4/1～2024/3/31	2024/4/1～2025/3/31	2025/4/1～2026/3/31	2026/4/1～2027/3/31	2027/4/1～2028/3/31
2020年度春学期	—	—	—	—	—	—	—	—
2020年度秋学期	—	—	—	—	—	—	—	—
2021年度春学期	○※	—	—	—	—	—	—	—
2021年度秋学期	○	—	—	—	—	—	—	—
2022年度春学期	○	○※	—	—	—	—	—	—
2022年度秋学期	○	○	—	—	—	—	—	—
2023年度春学期	○	○	○※	—	—	—	—	—
2023年度秋学期	○	○	○	—	—	—	—	—
2024年度春学期	○	○	○	○※	—	—	—	—
2024年度秋学期	○	○	○	○	—	—	—	—
2025年度春学期	○	○	○	○	○※	—	—	—
2025年度秋学期	●	○	○	○	○	—	—	—
2026年度春学期	×	○	○	○	○	○※	—	—
2026年度秋学期	×	●	○	○	○	○	—	—
2027年度春学期	×	×	○	○	○	○	○※	—
2027年度秋学期	×	×	●	○	○	○	○	—
2028年度春学期	×	×	×	○	○	○	○	○※
2028年度秋学期	×	×	×	●	○	○	○	○
2029年度春学期	×	×	×	×	○	○	○	○
2029年度秋学期	×	×	×	×	●	○	○	○
2030年度春学期	×	×	×	×	×	○	○	○
2030年度秋学期	×	×	×	×	×	●	○	○
2031年度春学期	×	×	×	×	×	×	○	○
2031年度秋学期	×	×	×	×	×	×	●	○
2032年度春学期	×	×	×	×	×	×	×	○
2032年度秋学期	×	×	×	×	×	×	×	●
2033年度春学期	×	×	×	×	×	×	×	×
2033年度秋学期	×	×	×	×	×	×	×	×

・上記表の記号説明
○再入学（学籍状態が在学となること）が可能
　（※当学期の前学期に退学した場合、当学期は再入学不可）
×再入学不可
●再入学（学籍状態が在学となること）が可能な最終学期
この学期が始まるまでに再入学の申請をし、許可を受けることが必要である。

【再入学にあたっての注意事項】
・再入学の申請は以下の日までに申請してください。
　秋学期に再入学を希望する場合　　：４月末日
　翌年春学期に再入学を希望する場合：１１月末日
・「研究指導終了」により退学した方は、研究指導が終了しているので再入学申請をすることができません。
　研究指導終了かどうかご不明な場合は、あらかじめ日研事務所までお問い合わせください。